

## 「記名式線引小切手による振り込め詐欺防止対策」の実施について

JA埼玉中央では、埼玉県警察本部からの要請により、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を未然に防止するため、「記名式線引小切手」<sup>(※)</sup>のご利用をお薦めする対策を実施しております。

振り込め詐欺等の特殊詐欺では、金融機関で引き出した現金が直ちに犯人に手渡されている現状を踏まえ、ご高齢のお客様から高額現金のお引き出しのご依頼を受けた場合には、お使いみちを確認させていただくほか、チェックシートでの確認結果を踏まえて「記名式線引小切手」のご利用をお薦めさせていただく場合や、警察署に連絡のうえでのご対応とさせていただく場合がありますので、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 開始日

平成27年3月2日（月）より

### 2. 実施店舗

本支店（24店舗）

### 3. 実施金融機関

当組合を含む県内の農業協同組合および埼玉県信用農業協同組合連合会（JAバンク）、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、埼玉信用組合、熊谷商工信用組合、埼玉県医師信用組合

（平成27年3月2日現在）

### ※記名式線引小切手

- 「記名式」とは、小切手の受取人のお名前を記載する方式で、記名された受取人とその譲渡人だけが支払を受けることができます。  
また、裏書および本人確認書類の提示が必要となるため、誰が持参したかが明確になり被害防止につながり、不正に小切手を拾得した第三者の現金化を抑止する効果も高くなります。
- 「線引」とは、小切手のお支払いを受取人がお取引されている金融機関に限定するものです。  
このことから、誰に支払いをされたかが明確になり被害防止につながります。
- 小切手は現金化まで所定の日数を要することから、その間に詐欺だと気付いた場合は現金化を止めることができ、被害防止につながります。